

# 議 事 録

名 称	令和5年度第1回東郷町国民健康保険東郷診療所運営委員会
日 時	令和5年8月1日（火）午後3時00分から午後4時00分
場 所	東郷町役場 3階 政策審議会室
出席委員	公益代表 近藤秀己氏、半田清春氏、濱田雅己氏
	学識経験者 加藤清和氏、三浦芳照氏、小山美紀氏
	住民代表 門松浩子氏、伊藤汎美氏、平松徳子氏
事務局	東郷診療所 久保所長、荻野部長、柘植事務長、伊藤補佐
欠席委員	なし
傍聴者	なし
記録者	東郷診療所 事務局 伊藤
議 題	
1 令和4年度東郷町国民健康保険東郷診療所特別会計歳入歳出決算について	
議事内容	
事 務 長	<p>委員の皆様お揃いでございますので、ただ今から令和5年度第1回東郷町国民健康保険東郷診療所運営委員会を開催させていただきます。</p> <p>なお、本日の会議は、「東郷町審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づき、公開することとしておりますが、本日、会議を傍聴される方はお見えではありませんので、先にご報告させていただきます。</p> <p>はじめに、委員に変更がございましたので紹介させていただきます。</p> <p>まず、学識経験者を代表する委員として本委員会の委員長を務めていただきました前任の杉原辰幸様に代わり、令和5年6月15日付けで東郷町社会福祉協議会会長に就任されました、近藤秀己様です。</p> <p>近藤委員には前任者からの引き継ぎで東郷診療所運営委員会の委員長の役割を務めていただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、学識経験者を代表する委員として、前任の藤本芳孝様に代わり令和5年6月15日付けで和合の里事務長に就任されました、濱田雅己様になります。</p> <p>それでは開会にあたり、近藤委員長からご挨拶を賜りたいと存じます。</p>
委 員 長	(委員長あいさつ)
事 務 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、近藤副町長から皆様に挨拶を申し上げます。</p>
町 長	(副町長あいさつ)
事 務 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>副町長は他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。</p> <p>(副町長退席)</p>
事 務 長	それでは委員長、議事の進行をお願い致します。
委 員 長	それでは、引き続き、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

委員 長	町長より当委員会に諮問がありました、次第「2 議題 令和 4 年度東郷町国民健康保険東郷診療所特別会計歳入歳出決算について」でございます。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(歳入歳出決算書に基づき説明 資料No.1、資料No.2)
委員 長	何かご質問等ございましたら、お願い致します。
委 員	診療所運営事業の需用費において、不用額が多く残っているが何故か。
事 務 局	新型コロナウイルス感染症拡大が危惧されるなか、発熱外来等の患者増加に伴う抗原検査キット、解熱剤や咳止めなど薬剤の需要が高まることが想定されたため、必要な予算として確保しておいたものです。
委 員	診療所の外来患者数が減少しているが、これは令和 4 年度診療報酬改定で新設された「リフィル処方箋」の実施による影響か。
久保所長	リフィル処方箋は病状の安定している患者に対し 1 回の処方箋交付で 3 回まで調剤可能（1 回 30 日分の場合 90 日分まで調剤可能）とするものでありますが、病状が安定しているとはいえ約 3 ヶ月、場合によってはそれ以上診察期間を空けるということは好ましくないと考えため、診療所においては患者からの希望、申し出によるもの以外はリフィル処方箋は交付していません。しかしながらコロナ禍における高齢者の通院回数を抑えることは必要であったため、院外処方箋に限らず通常 30 日のところ 60 日処方を実施した結果、外来患者数が減少したと思われまます。
委員 長	他にご意見、ご質問など無いようですので、採決を取らせていただきます。 「令和 4 年度東郷町国民健康保険東郷診療所特別会計歳入歳出決算」につきまして、承認をされる方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手全員であります。よって、「令和 4 年度東郷町国民健康保険東郷診療所特別会計歳入歳出決算」につきましては、承認する旨、町長へ答申することと決定しました。 以上で、町長から諮問のありました議題については、皆様のご協力のもと、終了いたしましたので、進行を事務局へお返しします。 委員の皆様の御協力ありがとうございました。
事 務 長	ありがとうございました。 それでは次第「3 その他」について、事務局より説明させていただきます。
事 務 局	(東郷診療所の業務内容について説明 資料No.3)
事 務 長	続きまして、久保医師から診療所の現状について説明させていただきます。
久保所長	令和 5 年度の診療所の状況を説明させていただきます。 新型コロナウイルス感染症が 5 月 8 日から 5 類感染症の扱いになり、診療所から保健所への感染者数の報告は原則必要なくなりました。 愛知県では 7 月 17 日から 23 日の 1 週間の感染者数は 1 定点医療機関あたり 19.68 人と発表され、同期間の診療所では 20 人であり、県の発表とほぼ同数となっており、大村知事の「第 9 波に入ったと言わざるを得ない」との発言もあ

久保所長	<p>りましたが、体感的にも感染者が増加していると感じております。</p> <p>診療所での7月の新型コロナウイルス感染症の陽性判明者は暫定値ですが81名で、2類であった令和4年の同月7月を見ますと陽性判明者は88名となっております。昨年と状況は同程度であるといえます。</p> <p>新型コロナウイルス感染の疑いのある患者の診察は、2類の時は建物外で実施しておりましたが、5類に移行された後は感染症対策を充分行ったうえで建物内での診察に変更しております。</p> <p>また、診療所では土曜日の午後も診察を行っておりますが、東名古屋圏内では土曜日午後の診察を行う医療機関がほぼないため、日進市やみよし市など近隣の方も来院されており、地域の医療に貢献していると思っております。</p>
事務長	<p>ありがとうございました。</p> <p>何かご質問等ありましたらお聞きしたいと思います。</p>
事務長	<p>他にご意見、ご質問など無いようですので、最後に今後の予定についてになりますが、次回第2回の委員会を来年1月下旬から2月上旬に予定しておりますので、宜しくお願い致します。</p> <p>本日の委員会はこれを持ちまして閉会とさせていただきます。</p> <p>長時間どうもありがとうございました。</p>